

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、新たに令和4年度住民税（均等割）が非課税となった世帯が対象として追加され、1世帯当たり10万円の給付を行います。

（注意）令和3年度の方非課税世帯等により（支給対象であるが未申請の世帯を含む）、もしくは家計急変により本給付金を既に給付している世帯は除きます（既に本給付金を給付された世帯に再度支給されるものではありません）。

支給対象となる世帯

(1) 住民税均等割非課税世帯

基準日（令和4年6月1日時点）において、身延町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。（令和3年12月11日以降の出生者及び入国者は除く。）

(2) 家計急変世帯

申請時において、身延町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月～令和4年9月の収入が減少し、「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯（世帯全員のR4.1月～R4.9月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額が住民税均等割非課税となる水準）

※ただし、(1)・(2)ともに世帯の全員が住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

支給額

1世帯当たり10万円を給付します。

※1世帯につき1回限り。また、(1)と(2)を重複して受給はできません。

申請手続き等

【1】 住民税非課税世帯

●世帯のすべての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ・身延町から対象世帯の世帯主宛に給付内容や確認事項が書かれた『支給要件確認書』を送付します。
- ・確認して、同封の返信用封筒で返送してください。返信がない場合は本給付金の受給ができません。
- ・返送期限は確認書の送付後3か月以内となります。

●世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。対象世帯主当てに「申請書」を送付します。
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に身延町に郵送で御提出ください。
- ・返送期限は申請書発送後3か月です。

提出書類：『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）』

『申請・請求者本人確認書類の写し』

『受取口座を確認できる書類の写し』

『令和4年度住民税非課税証明書』（転入者全員のR4.1.1時点でのお住いの市町村発行）

【2】家計急変世帯

給付の対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月から令和4年9月までの間収入が減少し、「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯です。

「住民税均等割非課税相当」であるかの判別には下の表を参考にしてください。

扶養している親族の状況	(給与収入ベース)	(所得額ベース)
単身	93.0万円	38.万円
扶養1人	137.8万円	82.8万円
扶養2人	168.0万円	110.8万円
扶養3人	209.7万円	138.8万円
扶養4人	249.7万円	166.8万円
障害・寡婦・ひとり親・未成年	2,043,999円	135.0万円

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書及び収入（所得）申立書を記入して、添付書類と一緒に身延町に郵送で御提出ください。
- ・申請期限は、令和4年9月30日（金）です。

添付書類：『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯）（請求書）』

『簡易な収入（所得）見込額の申立書』

『任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し

『申請・請求者本人確認書類の写し』

『戸籍の附票の写し』（R4.1.1以降、複数回転居した方）

『受取口座を確認できる書類の写し』

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を装った詐欺等にご注意ください

- ・ご自宅や職場などに町から問い合わせを行うことがありますが、町役場や国の職員などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- ・不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町福祉保健課又は最寄りの警察にご連絡ください。